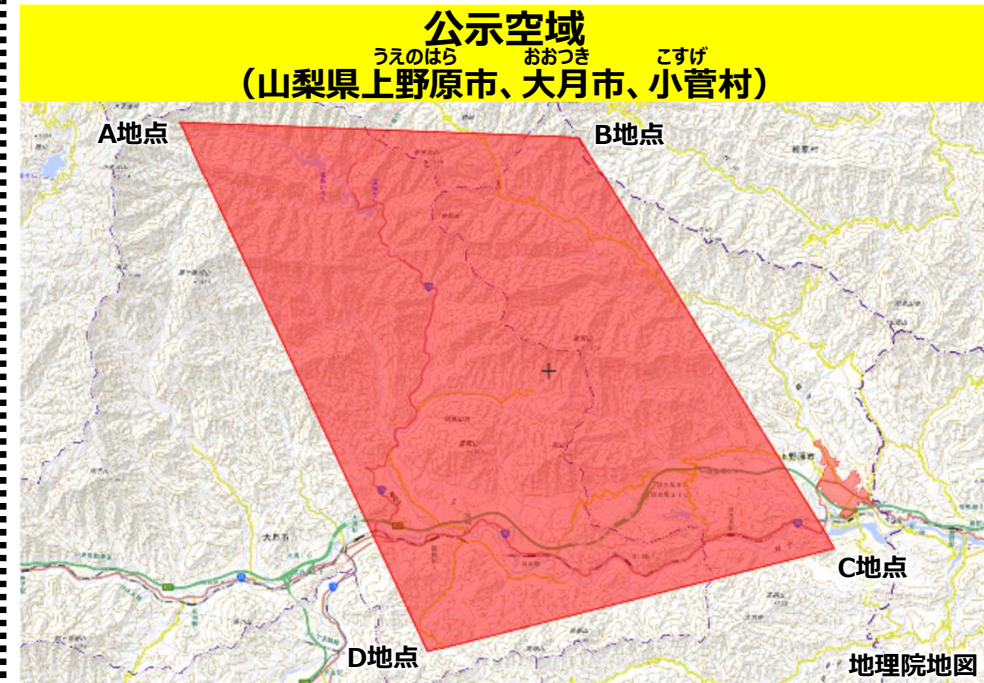


山梨県上野原市で発生した林野火災について、令和7年度緊急用務空域公示第3号（令和8年1月8日）に代え、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定（令和7年度緊急用務空域公示第4号）を行いました。これにより、山梨県小菅村が緊急用務空域に追加されます。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和8年1月13日 16時30分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和7年度緊急用務空域 公示第4号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和7年度緊急用務空域 公示第4号を指定する。
- A) 関係都道府県：山梨県（E項に詳述）
- B) 開始：令和8年1月13日 16時30分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：以下、A～D地点で示す地点で囲む範囲（山梨県上野原市、大月市、小菅村）
 - A地点（北緯35度43分57秒、東経138度52分46秒）
 - B地点（北緯35度43分41秒、東経139度01分14秒）
 - C地点（北緯35度36分37秒、東経139度06分37秒）
 - D地点（北緯35度34分50秒、東経138度58分01秒）
- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から500m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。